

兵高教組

調査情報

2021年7月5日

5号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

夏季休業中の在宅勤務は最大3日

「テレワーク兵庫」を活用して試行

兵庫県教育委員会は、7月2日付で「県立学校管理職を含む教員の夏季休業中における『テレワーク兵庫』を活用した在宅勤務実施要領（試行）」を発出しました。夏季休業中の在宅勤務の実施要項を確認しておきます。

◆在宅勤務の趣旨◆

新型コロナウイルス感染拡大や大規模な自然災害等により学校で授業ができない状況の緊急事態への対応の一つとして、「学校でしかできない業務」と「在宅勤務でもできる業務」などの仕分けを行う。

◆対象職員◆

現在、自宅で「テレワーク兵庫」が利用できる環境がある県立学校に勤務する常勤教員（臨時的任用教職員、任期付任用教職員を含む）が対象となる。利用可能OSは、Windows8.1、Windows10（職場のPC、自宅のPCとも）があること。「ゆずりはネット」が利用できる職員で、職場にPCもっている人が対象となる。

◆在宅勤務が可能な期間◆

夏季休業期間中（最大3日間）とする。

◆実施単位、実施回数◆

在宅勤務は、1日及び半日単位で行う。

◆在宅勤務できる業務◆

個人の教材研究以外の業務とする。

①ICTを活用した教材づくり（必須業務）

- ・教科の教職員間で共有できるICTを活用した教材や指導案の作成
- ・ICT活用指導力向上に関する研修「ステップアッププログラム」を活用した指導力の向上

②教科、学年及び学校全体に関わる業務

- ・会議資料等の作成
- ・学校行事等の立案、要項等の作成
- ・学習指導要領改訂に伴う業務

- ・校務分掌担当業務に関する事務

③個人の資質向上に関する業務

④その他

- ・部活動専門部等に関する業務
- ・オンラインでの会議の開催
- ・オンラインでの児童生徒への個別指導、補習など

※自宅にあるPCから、職場のPCの画面にアクセスをして業務を行うことができます。

◆在宅勤務の手続き◆

1. 承認権者 承認を受けようとする教員の所属校長
2. 申請・承認
 - ・在宅勤務計画書を提出
 - ・校長が承認
3. 在宅勤務の開始・終了報告
 - ・勤務の開始時、終了時に電子メール、電話等による報告を行う
 - ・在宅勤務終了後、学校勤務復帰後3日以内に勤務の実績を在宅勤務報告書にて校長に報告する

◆高教組が県教委との間で確認したこと◆

1. あくまでも強制ではなく希望であること
2. 業務の成果物の提出は求めないこと
3. あくまでも在宅勤務をできるように、管理職の柔軟な対応を求めること。
4. 在宅勤務の業務は、教科や職員間で共有できるものであるから、教材や教具づくりも含まれること。
5. テレワークやデジタル化によって、職員の管理や監視につながらないように配慮すること。

以上の点を県教委と高教組は確認しました。

あなたも高教組へ。教職員の生活と権利を守るとりくみを、ぜひ一緒に！